

いじめ防止等対策の取り組みについて  
【令和5年度に実施した改善のための措置】

富山高等専門学校(本簿)

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和4年9月9日に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義についてあらためて説明を行い、共通理解を図るとともに、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義について共通理解を図るとともに、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和5年12月実施済み
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的(2ヶ月程度に一度の頻度)にいじめ防止対策委員会を開催した。また、いじめの疑いのある場合には、臨時開催し対応について協議を行った。	令和5年度は2カ月に1度以上の頻度で、定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。 今年度は、令和6年1月までにいじめ防止対策委員会を13回開催した。 開催月:5月(1回)、6月(2回)、7月(2回)、8月(1回)、9月(1回)、10月(3回)、12月(1回)、令和6年1月(2回)	令和5年5月、6月、7月、8月、9月、10月、12月、令和6年1月実施済み
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員を対象とした研修会を令和4年9月9日に実施した。	教職員を対象としたいじめ防止研修会を令和5年12月18日に実施した。なお、当日参加できない職員に対して、オンラインでも参加できるようにした。	令和5年12月実施済み
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」を掲載し、日常的に閲覧可能としている。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」に加え、機構の「いじめ防止等対策ポリシー」、本校の「学校いじめ防止等基本計画」、「学校いじめ防止プログラム」、「いじめ早期発見・事案対応マニュアル」等も掲載し、日常的に閲覧可能とし、令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会の際にも周知した。	令和5年12月実施済み
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和5年3月15日開催の教職員会議において、次年度の年間計画(学校いじめ防止プログラム)の周知を行った。	令和5年度の学校いじめ防止プログラムについて、教職員会議での周知に加えグループウェアに日常的に閲覧可能とした。 令和6年度の年間計画については、令和6年3月に開催する教職員会議で周知を行い、グループウェアで日常的に閲覧できるようにする予定である。	令和6年3月実施予定
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事案対応マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することをあらためて周知を行った。	令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事案対応マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することを改めて周知を行った。 また、令和4年度は1件、令和5年度は5件、学生の気になる様子を把握した教職員から、いじめ防止対策委員会に随時報告があり、その報告に基づき委員会を開催して対応を検討した。	令和5年12月実施済み
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内グループウェアにて「いじめ防止等対策ポリシー」を日常的に閲覧可能としている。	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、改めて周知した。 重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割については、本校の「学校いじめ防止等基本計画」に定めている。 機構の「いじめ防止等対策ポリシー」及び本校の「学校いじめ防止等基本計画」については、学内グループウェアにて日常的に閲覧可能としている。	令和5年12月実施済み
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	Teamsにより、関係教職員において情報共有を行った。	事案が発生した場合、学生の実態や指導の経過等の情報をいじめ防止対策委員会が審議・情報共有し、Teamsで対策用のチャットチームを作成し、関係教職員において情報共有を行っている。	令和5年12月実施済み
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	実際の事例を踏まえ実行性を確認したうえで、実施計画の見直しを行った。	実際の事例を踏まえ実行性を確認したうえで、実施計画の見直しを行った。	令和5年3月実施
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会共有した。 あわせて、学生相談室において、適応感尺度調査及びハイパーQUなどを年2回実施し、気になる学生については、個別面談を行った。	学生間がいじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会共有した。 あわせて、学生相談室において、適応感尺度調査及びハイパーQUなどを年2回実施し、気になる学生については、個別面談を行った。	令和5年12月実施済み
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	12月開催のいじめ防止対策委員会において、学生相談室長から、スクールカウンセラーを含めた同室が得ている情報について報告があり、情報共有を行った。今後は、いじめ防止対策委員会と定期的に学生相談室からの報告を行うこととしている。	いじめ防止対策委員会内で、学生間がいじめに関する調査(年2回)の調査結果について対応を審議する際、学生相談室からスクールカウンセラーを含めた同室が持っている情報について共有し、具体的な対応をとっている。 なお、個別にいじめ事案が発生した場合についても、必要に応じて本校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに参加させ情報共有できる体制をとっている。	令和5年7月実施済み
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	7月にいじめの疑いのあったクラスにおいてスクールカウンセラーによる心理教育研修を実施した。令和5年度以降、1年生入学後の早い時期に「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くになっているSNSによるいじめ防止を図る予定である。	令和5年5月23日に1年生全員に対し、「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くになっているSNSによるいじめ防止に関する研修を行った。 9月の特別時間割においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。 また、学生間がいじめに関する調査を実施する際、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するか考えさせ理解を深めるようにした。 学生相談室発行の「相談室だより」で友達との関わり方や人間関係に関する意識啓発を行った。	令和5年6月実施済み
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	いじめに関する調査実施時に、どのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	学生間がいじめに関する調査実施時に、前回は、どのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせ、後回は具体的な行為をいくつか挙げ、その行為がいじめに該当するかを選択式で考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	令和5年12月実施済み
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	令和5年度以降カウンセラーによるグループワークを実施し、学生に参加してもらう取組を予定している。	9月の特別時間割においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行い、主体的にいじめについて理解を深めた。	令和5年6月実施済み
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPIにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行った。	HPIにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行っている。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携を行った。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携を行っている。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和5年度の運営協議会において、本校のいじめ対策について、説明を行うこととした。	令和5年12月13日の外部の有識者で構成される運営協議会において、本校のいじめ防止体制等、いじめ対策について説明を行い、委員と意見交換を行った。	令和5年12月実施済み
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には、連絡できる体制となっている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には、連絡できる体制となっている。	

いじめ防止等対策の取り組みについて  
【令和5年度に実施した改善のための措置】

富山高等専門学校(射水)

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和4年9月9日に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義についてあらためて説明を行い、共通理解を図るとともに、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義について共通理解を図るとともに、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和5年12月実施済み
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的(2ヶ月程度に一度の頻度)にいじめ防止対策委員会を開催した。また、いじめの疑いのある場合には、臨時開催し対応について協議を行った。	令和5年度は2カ月に1度以上の頻度で、定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。 今年度は、令和6年1月までにいじめ防止対策委員会を13回開催した。 開催月:5月(1回)、6月(2回)、7月(2回)、8月(1回)、9月(1回)、10月(3回)、12月(1回)、令和6年1月(2回)	令和5年5月、6月、7月、8月、9月、10月、12月、令和6年1月実施済み
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員を対象とした研修会を令和4年9月9日に実施した。	教職員を対象としたいじめ防止研修会を令和5年12月18日に実施した。なお、当日参加できない職員に対して、オンラインでも参加できるようにした。	令和5年12月実施済み
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」を掲載し、日常的に閲覧可能としている。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」に加え、機構の「いじめ防止等対策ポリシー」、「学校いじめ防止等基本計画」、「学校いじめ防止プログラム」、「いじめ早期発見・事業対応マニュアル」等も掲載し、日常的に閲覧可能とし、令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会の際に周知した。	令和5年12月実施済み
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和5年3月15日開催の教職員会議において、次年度の年間計画(学校いじめ防止プログラム)の周知を行った。	令和5年度の学校いじめ防止プログラムについて、教職員会議での周知に加えグループウェアに日常的に閲覧可能とした。 令和6年度の年間計画については、令和6年3月に開催する教職員会議で周知を行い、グループウェアで日常的に閲覧できるようにする予定である。	令和6年3月実施予定
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事業対応マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することをあらためて周知を行った。	令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事業対応マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することを改めて周知を行った。 また、令和4年度は1件、令和5年度は5件、学生の気になる様子を把握した教職員から、いじめ防止対策委員会に随時報告があり、その報告に基づき委員会を開催して対応を検討した。	令和5年12月実施済み
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内グループウェアにて「いじめ防止等対策ポリシー」を日常的に閲覧可能としている。	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、改めて周知した。 重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割については、本校の「学校いじめ防止等基本計画」に定めている。 機構の「いじめ防止等対策ポリシー」及び本校の「学校いじめ防止等基本計画」については、学内グループウェアにて日常的に閲覧可能としている。	令和5年12月実施済み
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	Teamsにより、関係教職員において情報共有を行った。	事案が発生した場合、学生の実態や指導の経過等の情報をいじめ防止対策委員会へ審議・情報共有し、Teamsで対策用のチャットチームを作成し、関係教職員において情報共有を行っている。	令和5年12月実施済み
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事業対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	実際の事例を踏まえ実行性を確認したうえで、実施計画の見直しを行った。	実際の事例を踏まえ実行性を確認したうえで、実施計画の見直しを行った。	令和5年3月実施
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会共有した。 あわせて、学生相談室において、適応尺度調査及びハイパーQUなどを年2回実施し、気になる学生については、個別面談を行った。	学生間のいじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会共有した。 あわせて、学生相談室において、適応尺度調査及びハイパーQUなどを年2回実施し、気になる学生については、個別面談を行った。	令和5年12月実施済み
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にするとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	12月開催のいじめ防止対策委員会において、学生相談室長から、スクールカウンセラーを含めた同室が得ている情報について報告があり、情報共有を行った。今後は、いじめ防止対策委員会と定期的に学生相談室からの報告を行うこととしている。	いじめ防止対策委員会内で、学生間のいじめに関する調査(年2回)の調査結果について対応を審議する際に、学生相談室からスクールカウンセラーを含めた同室が持っている情報について共有し、具体的な対応をとっている。 なお、個別にいじめ事案が発生した場合についても、必要に応じて本校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに参加させ情報共有できる体制をとっている。	令和5年7月実施済み
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	6月～7月に1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。また、令和5年度以降、1年生入学後の早い時期に「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くになっているSNSによるいじめ防止を図る予定である。	1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。 令和5年5月23日に1年生全員に対し、「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くになっているSNSによるいじめ防止に関する研修を行った。 また、学生間のいじめに関する調査を実施する際、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するか考えさせ理解を深めるようにした。 学生相談室発行の「相談室だより」で友達との関わり方や人間関係に関する意識啓発を行った。	令和5年6月実施済み
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	いじめに関する調査実施時に、どのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	学生間のいじめに関する調査実施時に、前回は、どのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせ、後回は具体的な行為をいくつか挙げ、その行為がいじめに該当するかを選択式で考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	令和5年12月実施済み
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	令和5年度以降カウンセラーによるグループワークを実施し、学生に参加してもらう取組を予定している。	1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修、また、HRにおいて傍聴者教育を行い、主体的にいじめについて理解を深めた。	令和5年6月実施済み
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPIにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行った。	HPIにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行っている。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携を行った。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携を行っている。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和5年度の運営協議会において、本校のいじめ対策について、説明を行うこととした。	令和5年12月13日の外部の有識者で構成される運営協議会において、本校のいじめ防止体制等、いじめ対策について説明を行い、委員と意見交換を行った。	令和5年12月実施済み
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には、連絡できる体制となっている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には、連絡できる体制となっている。	